

令和 8 年度第 1 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会（要旨）

【日 時】 令和 8 年 7 月 1 日（水） 午後 2 時 00 分～

【場 所】 清瀬市役所新庁舎 3 階 会見室

【出席委員】 馬場 正樹 学識経験者
加藤 宜行 事業者
金子 孝子 市民団体の代表
小畑 和夫 事業者
阿久津 七光 事業者
柿沼 尉也 消費者団体の代表
近藤 修一 関係行政機関の職員
鈴木 真理 公募市民
井上 三枝子 公募市民
阿曾 政志 公募市民
野島 誠太郎 消費者団体の代表
吉武 祐彦 消費者団体の代表
【欠席委員】 尾崎 彰一郎 市民団体の代表

【次 第】 1. 開 会
2. 議 事
(1) 清瀬市廃棄物減量等推進審議会委嘱状交付
(2) 会長選定
(3) 副会長選定
(4) 清瀬市一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画改定について
3. 閉 会

【配布資料】 資料 1 計画改定の目的
資料 2 審議会スケジュールと審議内容
資料 3 計画の基本方針

審議経過

1. 開会
各委員による自己紹介。
2. 議事
(1) 清瀬市廃棄物減量等推進審議会委嘱状交付

事務局より委員 12 名へ委嘱状を交付。

また、委嘱状は 4 月 1 日付のため、4 月 3 日就任の新市長名ではなく、前市長名で交付している旨の説明。

(2) 会長選定

事務局：清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第 7 条により、会長職は委員の互選による選出となる。推薦いただきたい。

委 員：中立かつ学識経験者である馬場委員を推薦する。

事務局：馬場委員にお願いしたいが良いか。

一 同：異議なし。

(3) 副会長選定

会 長：清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第 7 条により、副会長職も委員の互選による選出となる。私からは加藤委員を推薦する。

一 同：異議なし。

(4) 清瀬市一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画改訂について

事務局：配布資料 1 『計画改定の目的』、配布資料 2 『審議会スケジュールと審議内容』、配布資料 3 『計画の基本方針』について内容を説明。

委 員：市民が排出するごみの中には雑がみが混じっている。私達は雑がみを資源として出すよう推進する運動に取り組んでいるため、ご紹介させていただく。今配布した古紙再生促進センター作製の雑がみ袋には、紙の種類を掲載したチラシを入れている。また、「きよせの環境・川まつり」でも PR を行っている。

副会長：一般市民の中には資源化に関心がなく、雑がみを可燃物として出す方もいる。。可燃物など指定ごみ袋の表面に可燃物に入れて欲しくないものとその出し方を印字して、排出時に啓発することなど、長期的に実施可能な施策をご検討いただきたい。

委 員：市の指定ごみ袋にも、入れて良いもの及び入れてはいけないものをイラストなども含めて印刷してはどうか。

事務局：指定ごみ袋への詳細な印刷はコストがかかる。その代わり、ごみ分別マニュアルについて、以前は文字のみだったが、最近はイラスト付きで作成し、見やすさを工夫している。また、市の環境学習としては、出前講座、子供を含めたに処分場見学ツアーを年 1 回開催している。そのように市でも色々やっているため、周知方法について検討していく。

副会長：一般廃棄物処理基本計画は清瀬市の今後 10 年間の方向性を示すものである。

そのため、今回改定する一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理基本計画では、昨今の状況を踏まえた計画とする必要があると考える。

例えば、ここ最近、ごみの処理について最も大きな変化があったのはリチウムイオン電池の問題である。リチウムイオン電池の普及に伴い、ごみとしての排出も増加している。リチウムイオン電池を原因とする車両等での発火事故のニュースも報じられ、リチウムイオン電池による火災リスクに対する認知度が高まってきている。

その他にも、地域の高齢化や、地震等災害発生時の道路啓開、家屋のがれきや避難者等のごみ処理、訓練の必要性等について、計画に盛り込むべきと考える。

委員：資料 3 の p.1 「この基本方針を踏襲しますが」の「踏襲」の意味は「継続」だそうだが、より具体的な説明をして欲しい。

事務局：この一般廃棄物処理基本計画は令和 3 年度に策定し、令和 4～18 年度までの 15 年間を対象期間とする計画の見直しである。策定時～令和 8 年度現在までの 5 年間には、コロナ禍等の状況の変化、また副会長からご指摘いただいたリチウムイオン電池等の新たな課題の登場などがあった。そのような変化の中で計画を改定するにあたって、『3R 原則』に基づく「ごみ処理」や「地域特性を踏まえた施策の展開」は引き続き重要な方針であることから、「踏襲」という言葉を使用した。

委員：資料 3 の p.3 方針 4 の「有害物質の流出」の「有害物質」とは具体的に何を指しているのか。それを記載した方が良いのではないかと。

事務局：直前に記載したアスベスト、野焼き等に伴うダイオキシンだけでなく、ガソリン、農薬、除草剤、水銀等を想定している。一般的な物質でも災害時には有害物質になりうるため、それらを適正に処理できる体制を整える必要があるという認識で記載した。

会長：「有害物質の流出『など』」と記載することが良いのではないかと。

委員：方針 4 では、災害時に発生したごみで、リサイクルできるものを焼却したりせずに、適切に処理するということを表しているのではないかと。

事務局：アスベストは、昔、防音材や保温材として建物の壁等に埋め込まれてきた細

い繊維状の素材であり、解体時に飛散したアスベストを吸ってしまうと人体に害があるという有害物質である。「アスベスト飛散防止対策」は、発災時にアスベストが使われた建物を解体する際には建物を全て覆い、外に出ないようにするという飛散防止対策を講じるという意味の文言である。

「有害物質の流出」については、発災時に、土壌、水、大気それぞれへの有害物質の流出に対し適切に対応するという意図で記載している。

今回、災害廃棄物処理基本計画を改定するにあたり、地震や線状降水帯など「災害」という文言の定義を定めた上で、その「災害」によって引き起こされる影響に対してどのような対応ができるのかをまとめていくことを想定している。

副会長：数多くの災害経験に伴い、復旧復興のスキームが構築されつつある。それにより災害廃棄物の片づけ方によっても二次被害が生じる可能性があることが分かってきた。そのため、災害時の混乱した状況においても、迅速な処理も重要だが、極力リサイクルをすることにより環境負荷を低減していく必要がある。その内容が基本方針に反映されていると考える。

「アスベスト飛散防止、野焼き防止、有害物質流出」の順番を、より広く捉えられるように修正してはどうかというご意見との理解で良いか。

委員：災害時にどのような物質が危険物としてみるべきか、具体例を挙げた方が分かりやすいと考えた上での発言である。具体例を追記してはどうか。

会長：書き方や、書く順番からも受けるイメージが変わる可能性があるため、基本方針の記載方法を検討して欲しい。

委員：東京都でしっかり環境に配慮していても、隣接する県や市の対策が不十分であると、こちらまで被害が出る可能性がある。逆に、隣接市で水害などが起きてもこちらに被害がなければ助けなくてもいい、というものではない。隣接自治体の状況を確認するなど、連携してもよいのではないかな。

会長：災害等の対策には自助、共助、公助がある。災害廃棄物処理基本計画の現在の基本方針は自治体としての自助に、今ご指摘いただいた部分は自治体同士の互助にあたる。自助に加えて互助の概念を盛り込みたいという意見だと思われる。

事務局：自助が今回の一般廃棄物処理『基本』計画、互助が各年度で策定している一般廃棄物処理『実施』計画にあたると考えている。他自治体からごみを受け入れる際には一般廃棄物処理『実施』計画で対応している。災害時の連携についてはまだ記載が弱いので、盛り込めるところは盛り込んでいきたい。

委員：清瀬市が万全な対策を行っていても、隣接する県や市が適切な対策を行っていただければ意味がないと思われる。東京都内の隣接市よりも、隣県との連携は難しいと考える。隣県と連携するネットワークや自衛隊への出動依頼等について、計画に記載した方がよいのではないかな。

事務局：既存の災害廃棄物処理計画 p. 14～15 に発災時の自治体との連携について記載されており、令和 3 年 9 月 21 日時点で東京都内外の隣接市との互助に関する協定は既にある。

副会長：環境省の地方環境局のうち、例えば関東環境局では関東一帯の災害廃棄物対策を管轄しており、国は広域的な災害廃棄物対策を既に行っている。

連携を図るという意味では、市や県だけでなく民間企業との連携も重要である。一般廃棄物の処理業（収集運搬業や処分業など）の許可は市町村ごとに出されているため、通常、許可がない他市では収集運搬作業ができない。発災時に他市の収集運搬の支援に行くためには、必要な手続き等について事前に連携しておく必要がある。

また、協定を締結している場合には、協定に基づいた訓練を実施することも重要と考える。

委員：近隣の環境保全対策が適切に講じられているかを確認し、もし講じられていなければ働きかけていけるように、そのような内容を方針に載せた方が良いのではないか。

委員：今回の審議会の目的は、令和 4 年 3 月策定の既存計画を基に令和 9 年 3 月版に更新することで良いか。

また、これらの計画の位置づけとして、市民との関わりをどの程度期待されているものなのか。例えばどのように一般市民と接点がある資料で、今回実施予定のパブリックコメントでは、どのように市民に意見を求めるイメージなのか。

事務局：1 点目の目的については、お見込みの通り、令和 9 年 3 月までに改定版の冊子を作ることである。

2 点目の市民との関わりについては、市民に読んでいただき、ごみの減量や資源化について意識を持ってもらうことが重要である。現在は、既存計画をホームページ上で公開しているが、市民の皆さんにはご覧いただけていない状況である。パブリックコメントとしては、計画案をホームページ上で公開することに加え、公共施設や環境課の窓口紙の冊子を置き、ご意見をいただくことを予定している。市民により見ていただける計画とするための周知方法について、審議会からもご意見をいただけたらと思う。

委員：委員に就任した際、既存計画を初めて目にした。膨大な時間と経費と労力をかけて作成した立派な資料にも関わらず、それまで目にする機会がなかった。もっと市民の目に触れるような機会があるとよいと考える。

事務局：計画はページ数も多いことから、市民には、主に、計画内で一番重要なごみ減量等の目標値をご確認いただきたいと考えている。

一般廃棄物処理基本計画では目標に併せて市が目指す減量等の方向性やそのためにどのような取組を行うのかを示し、一般廃棄物処理実施計画では今年度どのようなことをするかを掲載している。毎年2月の市報でも1人1日あたりのごみ量が目標値とどのくらい差があるか掲載している。また、組成分析では燃えるごみのうち約40%を紙ごみが占めている。古紙として出せるにも関わらず個人情報等の観点から燃えるごみに入れる市民感情に配慮し、そのような古紙の具体的な出し方をホームページ等でお示ししている。今後も、市民にごみの減量や資源化について分かりやすく具体的なものをお示していきたいと考えている。

この計画のパブリックコメントにあたっては、計画書案のほかに、市民に見てもらいたい内容をまとめた資料の作成も検討している。

委員：ごみの減量、再利用について一般市民に伝えていくためには、文字でなく画像や動画で示す方が印象に残るために効果的と考える。例えば一般家庭のごみ分別について、面白みがある物語風のドラマを作製し、市のホームページやYoutube上で公開するのはどうか。

会長：親の意識を変えるには子供から攻めた方が良いと聞く。それを踏まえても視覚に訴えることは有効な手段であると考え、事務局としてもご検討いただきたい。

副会長：おっしゃる通り、関心のない人が関心を持つことは大変である。そのため、関心をもつ機会を色々な角度で設けていく必要がある。自分の処理施設ではリチウムイオン電池による火災が先月2回発生しているが、関心のない人に対しては、文章よりも、火災が発生する映像の方がリチウムイオン電池の危険性について伝わりやすいと考える。

パブリックコメントとして意見を集めるには、より簡単な資料で市民が読みやすくなるようにしたり、現在ここにいる委員が、様々な分野からのパブリックコメンターとして、ごみ処理行政について審議会で議論するなど、地道に進めていくことが重要であると考え。

会長：基本方針は今回の審議会で確定という認識で良いか。

事務局：今回は基本方針の事務局案をお示ししている。資料について再度ご確認いただき、ご意見がある場合には、次回の審議会でご教示いただきたいと考える。

副会長：今後のスケジュールはどのようになるか。

事務局：資料2のp.1の通り、第2回審議会は8月18日（火）午後2時より、2階の市民協働ルームで開催する。内容としては現状及び課題、計画の目標等についての審議を予定している。今回お示した資料に関するご意見等は、第2回審議会でご発言いただければと思う。なお、第3回審議会は令和8年10月開催で、計画の素案をお示しする予定で進めている。

副会長：パブリックコメントまであまり時間がないため、今回の資料について気にな

った点等について各委員が事前に提出し、審議会当日はそれを基に議論する整理した資料を提示して質疑応答を行うことを提案する。意見が出やすくなり、主旨を見失いにくくなるため、会議の効率化が期待できる。

一 同：異議なし。

。

事務局：第２回審議会の開催通知は８月になってから郵送する予定である。

３．閉会